

第39回 横浜市道路高架下等利用計画検討会会議録	
日 時	令和6年1月25日(木) 10時00分～10時45分
開催場所	市庁舎18階さくら14会議室
出席者	<p>(検討会委員)</p> <p>西田由紀子会長、榎本進一郎委員、湯浅浩委員、吉田香月委員</p> <p>(横浜市)</p> <p>事務局及び関連部署</p> <p>谷津計画調整部長</p> <p>青木事業推進課長、芳賀事業推進課担当係長、川村事業推進課員</p> <p>南管理課長、三枝管理課占用係長、齋藤管理課員</p>
欠席者	なし
開催形態	公開(現地での傍聴者0名、記者0名、YouTube配信視聴者3名)
議 題	<p>1 会議の公開・非公開について</p> <p>2 有効活用を図る場所の適地の審議</p> <p>利用計画の策定に関する審議</p> <p>ア 栄区長沼町</p> <p>イ 緑区長津田六丁目</p> <p>ウ 神奈川区子安通</p> <p>3 次回の予定等</p>
決定事項	<p>1 「公開」とする。</p> <p>2 以下のとおりとする。</p> <p>ア 栄区長沼町は、利用用途を「まちづくりや賑わいの創出などに資する利用とし、周辺の土地利用状況等との調和を保つこと」とし、企画提案方式により公募をする。</p> <p>イ 緑区長津田六丁目は、利用用途を自動車駐車場、駐輪場に限定し、価格評価占用入札制度で公募をする。</p> <p>ウ 神奈川区子安通は、利用用途を自動車駐車場、駐輪場に限定し、価格評価占用入札制度で公募をする。</p>
議 事	<p>1 会議の公開・非公開について</p> <p>(西田会長) 会議の公開・非公開について事務局から説明してください。</p> <p>(事務局) 横浜市道路高架下等利用計画検討会運営要綱第7条(会議の公開)では、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、会議は公開するものとし、不開示情報に該当する事項を審議する場合や、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で委員会が決定した場合は、非公開とすることができるとしています。</p> <p>事務局からの提案といたしましては、今回、非公開とすべき事項</p>

はございませんので、すべての事項について「公開」とさせていただきたいと思っております。

(西田会長) ただいま、事務局から本日の検討会について、すべての事項を「公開」とするとの提案がありました。事務局案について、委員の皆様のご意見をいただけますでしょうか。

(委員全員) 意見なし。

(西田会長) では、事務局案のとおり、すべての事項を「公開」といたします。

2 有効活用を図る場所の適地の審議、利用計画の策定に関する審議

(西田会長) それでは、有効活用を図る場所の適地の審議に入ります。資料1について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) **資料1の1 栄区長沼町について説明。**

(西田会長) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様から、事務局へのご質問やご意見をいただければと思います。

(湯浅委員) 現在、タクシー営業所として有効活用されているとのことですが、現地写真に写っております建物については、現在の占有者のものでしょうか。

(事務局) その通りです。

(湯浅委員) 了解しました。

(西田会長) では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

適地であるということと、用途等について特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) では、1 栄区長沼町の利用計画は、事務局案のとおりとし、企画提案方式を利用した占有者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。

事務局は次の2 緑区長津田六丁目の説明をお願いします。

(事務局) **資料1の2 緑区長津田六丁目について説明。**

(西田会長) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様から、事務局へのご質問やご意見をいただければと思います。

(吉田委員) 説明中の「管理範囲」とは、どのような使われ方になるのでしょうか。

(事務局) 「管理範囲」とは、占有範囲と一体の土地ではあるものの、擁壁等により、使用ができない範囲となっております。そのため、占有料は徴収しませんが、清掃や不法投棄防止等、現地の管理をお願い

する範囲となっております。

(吉田委員) 了解しました。

(西田会長) 私からも質問いたします。

当該地は、周辺に店舗が多々あるかと思いますが、周辺への影響はありませんか。

(事務局) 現在も駐車場として有効活用しておりますが、周辺地域に対して支障が出ているという情報は入っておりません。

(西田会長) 了解しました。

では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

適地であるということと、用途等について特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) では、2 緑区長津田六丁目の利用計画は、事務局案のとおりとし、価格評価方式を利用した占有者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。

事務局は次の3 神奈川区子安通の説明をお願いします。

(事務局) **資料1の3 神奈川区子安通について説明。**

(西田会長) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様から、事務局へのご質問やご意見をいただければと思います。

(榎本委員) 当該土地の占有範囲外に、樹木が生えている範囲があるかと思いますが、こちらについては他の候補地のように、管理範囲としないのでしょうか。

(事務局) ご指摘の範囲は、案件2と同様、占有範囲と一体の土地で使用できない範囲ではありますが、すぐ隣が河川となっており、高低差もあるため、当該範囲に立ち入ることは転落の恐れがあり危険です。

このような状況から、占有者に管理をお願いすることはせず、侵入防止柵を設置したうえで、神奈川土木事務所が引き続き管理を行うこととしました。

(榎本委員) 了解しました。

(西田会長) 私からも質問いたします。

当該地は臨海部に河川が繋がっているところですが、海拔は何mありますか。

(事務局) 海拔は2.1mです。

(西田会長) 了解しました。

また、候補地全てに共通することですが、国道や十字路に面している土地のため、出入口の配置等について、後続車や歩行者に配慮した活用となるようにお願いします。

	<p>では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。</p> <p>適地であるということと、用途等について特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。</p> <p>(委員全員) はい。</p> <p>(西田会長) では、3 神奈川区子安通の利用計画は、事務局案のとおりとし、価格評価方式を利用した占有者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。</p> <p>以上で、有効活用を図る場所の適地の審議を終わります。</p> <p>続いて、次回の予定等について事務局から説明をお願いします。</p> <p>3 次回の予定等 事務局から次回の日程等についての説明</p>
<p>資 料</p> <p>その他</p>	<p>1 資料 第39回横浜市道路高架下等利用計画検討会 議事次第 一式</p> <p>2 その他 第40回横浜市道路高架下等利用計画検討会の開催時期は5月下旬を予定</p>